

事務連絡
令和4年5月24日

都道府県水道行政担当部（局） 担当者 殿
厚生労働大臣認可水道事業者 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律（住民基本台帳法の一部改正）の施行について

水道行政の推進につきましては、平素より格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号。以下「第12次地方分権一括法」という。）につきましては、令和4年3月4日に第208回国会へ法案が提出され、同年5月13日に可決成立し、5月20日に公布されました。

同年8月20日より住基法の一部改正が施行され、これにより、水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができることとなり、当該システムを活用する水道事業者においては、個人にあっては住民票の写しの添付が不要となります。なお、水道事業者による当該システムの利用にあたっては、必要に応じて各地方公共団体の関係部局等と調整の上、運用していただくようお願いいたします。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
担当：中添、上島、澤田
電話：03-3595-2368（直通）
E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp